

第24号議案

「京都府公立高等学校の新しい入学者選抜制度に係る基本方針」  
について

京都府教育委員会基本規則第17条第6号の規定により、別紙のとおり提出します。

令和7年4月15日

教育長 前川 明範

提出の理由

京都府公立高等学校の新しい入学者選抜制度について、基本的な方針を定めるために提出するものである。

## 京都府公立高等学校の新しい入学者選抜制度に係る基本方針

京都府公立高等学校の入学者選抜制度については、中学生が主体的に自身の個性や能力に応じて高校を選択できるよりよい制度となるよう、次の基本方針の下、新しい入学者選抜制度の実施に向けた詳細な検討を進める。

### 1 受検機会

現行制度で実施している前期・中期・後期の3回の選抜のうち、前期及び中期を一本化し、「前期選抜（仮称）」と「後期選抜（仮称）」の2回の受検機会を設ける。

### 2 選抜日程

新たな「前期選抜（仮称）」の検査日は2月中下旬とし、原則、連続する2日間で検査を実施する。なお、本検査当日、体調不良等やむを得ない理由によって欠席した場合でも、追検査までの期間を1週間程度設けるなど、中学生が安心して受検に臨めるよう、適切な日程を設ける。

### 3 「前期選抜（仮称）」の実施方法

各高校の特色に応じた検査項目・配点により、多元的に評価し選抜を行う「独自枠（仮称）」と、共通の検査項目・配点により評価し選抜を行う「共通枠（仮称）」の2つの枠を設ける。なお、今後は、中学生の負担軽減や多様な評価の推進の観点等を考慮し、検査日の順番や検査教科数、検査項目のあり方をはじめ、報告書を用いない選抜方法についても検討を進める。

### 4 複数校志願

「独自枠（仮称）」と「共通枠（仮称）」を両方志願可能とすることや「共通枠（仮称）」の中で、複数校志願を可能とする。

なお、現行制度からの円滑な移行を図るため、「独自枠（仮称）」は1校1学科等、「共通枠（仮称）」は最大3校3学科等の志願を可能とし、両方志願することで最大4校4学科等を志願可能とする。

### 5 実施時期

令和9年度入学者選抜（現在の中学校2年生が対象）から実施する。

### 6 その他

令和9年度入学者選抜の詳細については、「令和9年度京都府公立高等学校入学者選抜要項」で後日定める。